

## 第3次呉市環境基本計画及び呉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定業務 仕様書

本仕様書は、呉市（以下「本市」という。）が行う「第3次呉市環境基本計画及び呉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募するに当たり必要とする基本事項について定めるものである。

### 1 業務名称

第3次呉市環境基本計画及び呉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定業務

### 2 業務の目的

本市は、平成25年度から「第2次呉市環境基本計画」を策定し、平成29年度に当該計画の改定を行い、当該計画に基づき、環境保全に資する取組を行ってきた。

当該計画の計画期間が満了となることにより、本業務では、第2次呉市環境基本計画の進捗状況を把握するとともに現状分析や課題を整理し、新たな環境保全に資する目標や施策を検討し、「第3次呉市環境基本計画」（計画期間：令和5年度から令和14年度までの10年間）を策定することを目的とする。

また、令和2年10月の国のカーボンニュートラル宣言を踏まえ、「呉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（計画期間：令和5年度から令和14年度までの10年間）も同時に策定を行う。

なお、平成29年度に策定した「第4期呉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」についても、同じく計画期間が満了することから、本業務では、当該計画の進捗状況を把握するとともに現状分析や課題を整理し、自治体事務事業活動による温室効果ガス排出量を積極抑制し、区域への模範となるよう「第5期呉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（計画期間：令和5年度から令和14年度までの10年間）を策定する。

### 3 業務の対象区域

広島県呉市ほか

### 4 業務内容

次の業務の項目ごとに最低限必要な要件を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案を基に協議の上、決定するものとする。

#### (1) 第3次呉市環境基本計画

##### ア 基本方針

第2次呉市環境基本計画の基本理念を継承しつつ、本市における現在の地域概況を整理し、環境状況変化を分析する。

また、社会情勢の変化、国が策定している第5次環境基本計画及び県の関連する計画、第5次呉市長期総合計画、呉市一般廃棄物処理基本計画の内容を勘案しながら、SDGsの考え方を踏まえつつ本市の特性に合わせ見直しを行っていく。

## イ 基礎調査

### (ア) 既存資料調査

本市の概要及び環境・地域特性並びに地球温暖化をめぐる動向調査を行う。

### (イ) アンケート調査

市民及び事業者を対象として、環境問題に対する意識、本市の環境に関する魅力、行政に求められる取り組み等についてアンケート調査を行う。

なお、本調査は他業務を通じて1回のみと考えているため、他計画及び他業務においても利用できるように、質問内容を設定すること。

アンケートは郵送方式を基本とし、個人情報保護の観点から、住民基本台帳又は選挙人名簿等から市民及び事業者を抽出する。

本業務の受託者は、市民及び事業者アンケートの調査票の作成・印刷・発送・回収、発信・返信用封筒の印刷・発送・回収及びデータ入力及び集計を行う。なお、回収は受取人払いとする。

返信用封筒を用いることとし、封筒及び郵送料等はすべて受託者が負担すること。ただし、発信用封筒は本市が提供する。

- ・市民アンケート調査・・・市民1,000人を対象に実施。
- ・事業者アンケート調査・・・市内事業者100社程度を想定。

## ウ 現状分析，課題の抽出・整理，各種施策の調査・検討

基礎調査結果を分析し、環境に関する伸ばすべき魅力や改善すべき課題、また、市民が期待する本市における環境のイメージや環境施策等を整理する。

## エ 第3次呉市環境基本計画の作成

### (ア) 望ましい環境像・環境目標の検討

第2次呉市環境基本計画を踏まえ、本市の環境目標及びコンセプト等を検討し、方向性を設定する。

### (イ) 将来予測と数値指標の検討

現状分析及びアンケート調査、課題の抽出・整理結果を踏まえ、環境面から見た本市の目指すべき都市像について設定する。

### (ウ) 環境施策の検討

望ましい環境像を実現するために、国や広島県の環境基本計画との整合性を図り、環境施策を体系的に整理する。重点的かつ先導的に推進すべき施策を重点施策と位置づける。

(エ) 環境配慮指針の検討

環境に配慮した行動に取り組んでいくための環境配慮指針を、主体別、地域別、事業別それぞれについて検討を行う。

(オ) 計画の推進体制等の検討

基本計画の実行力を担保するため、市民、事業者、行政の協働による推進体制、推進に向けた庁内体制、施策の実施スケジュール、計画の進行管理の手法を立案する。

(カ) 基本計画素案の作成及び公表並びに基本計画書の作成

これまでの環境審議会の審議結果を勘案した第3次呉市環境基本計画（素案）を作成する。作成された計画素案は市民等へ公表し、素案に対する意見を募集する。提出された市民等の意見等は環境審議会等で検討し、採用することが適当と考えられるものについては、計画素案を修正・追加し計画書を作成する。計画書は本編と併せて概要版を作成する。

なお、別途作成する「呉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との合冊整理を想定している。

(2) 呉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

ア 基本方針

国のカーボンニュートラル宣言を踏まえ、現行の中期目標（2030年）、長期目標（2050年）の目標数値の見直しの検討を行う。

本市におけるこれまでの各種施策の状況分析結果や国の地球温暖化対策実行計画の内容、他都市の取組、気候変動に関する国際会議等の情勢を踏まえた内容とする。

また、気候変動適応法の成立を受けて気候変動により懸念される中長期的な影響を意識し、本市の地域特性を踏まえて適応策を設定、推進する。

本業務の実施にあたっては、本市の上位計画や関係計画、国や広島県における地球温暖化対策の動向等との整合性を十分に図ることとし、特に「呉市地域再生可能エネルギー導入計画策定業務」の業務内容を必ず計画に反映させる。

なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項の規定に基づき、施策の実施に関する目標を定めた計画とする。

イ 温室効果ガス排出量及び吸収量の把握、要因分析

本市の温室効果ガス排出量等を算定・分析するとともに、脱炭素社会に向けた本市の目標や取組施策を検討する。

ウ 気候変動適応策の検討

(ア) 気候変動影響の現況と将来予測の事例等調査

気候変動影響の現況と将来予測について、国内外、広島県等における事例について調査する。

(イ) 気候変動適応策の事例等調査

気候変動の予測結果を踏まえた適応策について、国内外、広島県等における事例について調査する。

(ウ) 気候変動適応策の推進方法検討

気候変動の予測結果を踏まえ、本市において導入が適切となる気候変動適応策の選定及び推進方法の検討を行う。

エ 目標と取組資料作成

(ア) 実行計画の内容の検討・提案

- a 基本方針の策定及び計画目標の検討（2050年に向けた中長期目標の検討）
- b 具体的な取組項目の検討・提案
- c 削減目標値の検討・提案
- d 温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標の検討・提案

(イ) 取り組む施策の検討，採用する施策の提案

- a 本市で実施している施策の整理，継続方針の検討
- b 他市町村における導入施策の事例検討
- c 設定した目標に対して採用する施策の提案

オ 推進・管理体制

(ア) 推進体制の検討・提案

(イ) 評価・公表の手続の検討・提案

(ウ) 削減についてのロードマップの検討

カ 呉市地球温暖化対策実行計画書（区域施策編）の作成

策定に当たっては、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」，「地方公共団体における長期脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」など国が示す考え方に準拠した上で、上記の内容を整理し、市民が明確に理解できるような構成にて「呉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を作成する。

キ 脱炭素先行地域及び促進区域の設定について

脱炭素先行地域の応募及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に定められた促進区域の設定に当たり、推進すべき事項を提案し、本市と協議を行う。

なお、脱炭素先行地域の応募及び促進区域の設定を見越して、計画を策定する。

(3) 第5期呉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

ア 基本方針

国の地球温暖化対策計画を踏まえ、推奨される基準年度、中期目標、長期目標への見直しを図り、区域施策編とも連動し整合させる。

イ 第4期呉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における取組状況・温室効果ガスの排出状況

第4期における温室効果ガス排出量（種類別、活動別、部局別等）等について整理を行う。

ウ 温室効果ガス排出量算定方法の見直し

(ア) 現行の運用管理調査

本市が現行で使用している各施設のエネルギーデータ集計及び温室効果ガス排出量算定方法について、現状の運用状況を調査、把握し課題を抽出する。

(イ) 温室効果ガス排出量算定方法の見直し

得られた課題から本市に相応しいエネルギー集計・温室効果ガス排出量算定方法への改善提案を行う。

エ 目標の設定

第4期呉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）までにおける温室効果ガスの削減実績及び本市における環境保全対策の取組方針、国・広島県における先進事例の導入状況を踏まえて、本市と協議の上、本市全体における2050年度でのカーボンニュートラルを視野に入れて目標数値を設定する。

オ 温室効果ガス排出削減のための提案

(ア) 取組実績の整理

本市にて実施している温暖化対策施策・環境対策及び温室効果ガスの削減効果量の把握整理を行う。

(イ) 新規導入施策の提案

本市における公共施設等の脱炭素化を推進するための施策を提案する。

カ 呉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の作成

策定に当たっては、環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に準拠した上で、上記の内容を整理し、市民が明確に理解できるような構成にて呉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を作成する。

(4) 会議等の運営支援

会議等（呉市環境審議会・エコポリス推進会議等）の開催支援を行う。

各会議において、会議で必要となる資料を作成し、会議の数日前に、各委員に資料が到着するようにする。会議等の運営に当たっては、必要に応じて受託者が説明を行い、終了後は、発言順に発言内容を記録した議事録を作成する。なお、議事録の作成は、3営業日以内とする。

(5) 議会報告等への対応

行政報告として議会等への説明で必要となる関係資料を作成し、提供すること。

(6) パブリックコメントへの対応

各計画の策定に当たっては、各計画（案）をホームページ上で公表し、パブリックコメントを実施するため、市民等から寄せられた各種意見等を集計・整理し、対応案の検討を行い、必要に応じて各計画（案）へ反映する。

5 業務実施体制等

(1) 業務責任者の配置等

契約締結後、速やかに業務履行体制を整え、本業務を統括し、本市から指示を受ける窓口として業務責任者、技術者等の氏名を記した業務担当者等届（任意の書式）を提出するものとする。

(2) 業務実施スケジュール

短期間で効率的・効果的に進めるため3計画（呉市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編））の目的を熟知し、契約締結後、アンケート調査、議会報告、庁内会議等の仕様項目の実施時期を明確にしたスケジュール表及び業務実施計画書を速やかに提出するものとする。

6 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

7 成果品

受託者は以下のものを成果品として提出する。なお、呉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は第3次呉市環境基本計画と合冊とする。

成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本市が保有するものとする。

成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 第3次呉市環境基本計画（100部・A4判カラー・印刷製本）
- (3) 第3次呉市環境基本計画 概要版（100部・A4判カラー・中綴じ）
- (4) 呉市地球温暖化対策実行計画 事務事業編（100部・A4判カラー・印刷製本）
- (5) 呉市地球温暖化対策実行計画 事務事業編 概要版（100部・A4判カラー・中綴じ）
- (6) 上記に係る電子データ一式
- (7) その他本市担当者が指示するもの

## 8 本市スケジュール

契約日～10月上旬	計画（素案）の作成
10月上旬～11月中旬	庁内会議で調整した計画（案）の作成
1月中旬～2月中旬	パブリックコメントの実施
2月中旬～2月下旬	パブリックコメントを反映した（最終案）の作成
2月下旬～業務完了日	成果品の作成

## 9 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、呉市個人情報保護条例を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 協議・打合せ  
本業務を適正かつ円滑に実施するため、本市との協議・打合せは月1回程度を基本とするが、必要に応じて随時開催する。  
協議・打合せは議事録として残し、報告書にて報告し、本市の承認を受けなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議の上、貸与を受ける。なお、貸与を受けた場合は、本業務終了後速やかに資料を返却する。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧する。
- (5) 成果物の内容確認

成果物の内容の最終決定までに、本市の訂正指示があった箇所については、速やかに対応する。

業務完了後において受託者の責による業務の瑕疵があった場合は、成果品の納品後であっても直ちに訂正する。

- (6) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い、決定する。